

表 追加関税措置のリストに含まれる品目数と対象品目

	対象品目の根拠通知	発動期日	品目数		対象品目	規模	追加関税率 (2019年12月15日～ 2020年2月14日13時ま で)	追加関税率 (2020年2月14日13時1 分以降)	
			品目リスト	品目数 (リスト別、注1、注 4)					
第1弾	税委会公告〔2018〕5号	2018年7月6日	545	リスト1	545	大豆（12019010）、実綿および繰綿（52010000）など	約340億ドル	25%	25%
	28				自動車（87032343）など	追加関税徴収の暫定停 止を継続する		追加関税徴収の暫定停 止を継続する	
第2弾	税委会公告〔2018〕7号	2018年8月23日	333	リスト2	333	古紙（47071000）、銅のくず（74040000）、アルミニウムのくず（76020000）など	約160億ドル	25%	25%
	116				自動車（排気量が1500ccを超え2000cc以下の小型乗用車、87032341）など	追加関税徴収の暫定停 止を継続する		追加関税徴収の暫定停 止を継続する	
第3弾	税委会公告〔2018〕6号	2018年9月24日	5,207	リスト1	2,493	液化天然ガス（27111100）、銅鉱（精鉱を含む、26030000）など	約600億ドル	25%	25%
				リスト2	1,078	その他の機械類（84798999）、その他の光学式機器（90314990）など		20%	20%
				リスト3	974	その他の板ガラスおよび溝型ガラス（70031900）、レーザー機器（90132000）など		10%	10%
				リスト4	662	化学木材パルプ（針葉樹のもの、47032100）、走査型超音波診断装置（90181291）など		5%	5%
	67				シートベルト（87082100）、車のドア（87082952）など	追加関税徴収の暫定停 止を継続する		追加関税徴収の暫定停 止を継続する	
第4弾 (注2)	税委会公告〔2019〕4号	2019年9月1日	1,717	リスト1（一）	270	冷凍マグロ（03034520）など	約750億ドル	10%	5%
				リスト1（二）	646	牛肉（02012000）、大豆（12019030）、大豆ミール（12081000）など		10%	5%
				リスト1（三）	64	大豆・黄白色系のもの（12019010）、ミルクおよびクリーム（04011000）など		5%	2.5%
				リスト1（四）	737	原油（27090000）、レアアース（28053019）など		5%	2.5%
		2019年12月15日	3,361	リスト2（一）	749	小麦（10011900）、トウモロコシ（10059000）など		暫定的に追加関税の徴 収を行わない	暫定的に追加関税の徴 収を行わない
				リスト2（二）	163	バイク（87113020）、内視鏡（90189030）など			
					133	自動車（排気量が1500ccを超え2000cc以下の小型乗用車、87032341）など（注3）			
				リスト2（三）	634	ウイスキー（22083000）、紙巻たばこ（24022000）など			
				リスト2（四）	1,815	液化プロパンガス（27111200）、マシニングセンター（84571099）など			

（注1）黄色塗りつぶし部分が税委会公告（2020）1号により、追加関税率が引き下げられる対象品目。

（注2、3）第4弾の品目リストには第1弾～第3弾のリストの品目も一部重複して掲載されているが表上では税委会公告〔2018〕10号に関連する自動車関連品目の重複のみを表示。

（注4）適用除外措置対象品目も含む。

（注5）税委会〔2020〕6号 に基づき追加関税の適用外となる品目は表には反映していない。

（注6）米国側の1974年通商法301条に基づく措置への対抗措置のみを掲載。

（出所）関税税則委員会発表を基にジェトロ作成